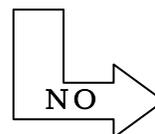


平成27年4月1日から、催しに際し対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、『露店等の開設届出』と『消火器の準備』が必要になります。

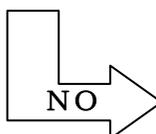
『露店等の開設届出』と『消火器の準備』のフローチャート

催しに際し、屋内・屋外で対象火気器具等を使用する露店等を、開設する予定がある。



届出 → 不要
消火器 → 不要

多数の人が参加するなど、社会的広がりのある催しか。



近親者によるバーベキューや幼稚園等での餅つき大会のように、相互に面識の有る者が参加する催し物等は対象外となりますが、消火器の準備をすることをお勧めします。

『露店等の開設届』と『消火器の準備』が必要。

『Q&A』

Q 1	消火器は誰が準備するの？	→	A 1	原則として、消火器は対象火気器具を取り扱う者が準備します。
Q 2	対象火気器具とは？	→	A 2	気体燃料・液体燃料・固体燃料を使用する器具、電気を熱源とする器具をさします。
Q 3	露店等の開設届出は誰がするの？	→	A 3	露店等を開設しようとする者に義務がありますが、一つの催し等、複数の対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合には、催し等の主催者や露店等の開催を統括する者が取りまとめて管轄する消防署に届出を行います。
Q 4	催しに際し、対象火気器具を使用する露店を開設する場合は、露店開設届と催物開催届を両方届出るの？	→	A 4	露店開設のみの届出になります。又、屋外での催しで、対象火気器具等の使用がない場合は、露店開設届と催物開催届のどちらも届出不要になります。
Q 5	露店等開設届から開設までの手順は？	→	A 5	①露店等の開設届を2部作成します。(※消火器配置略図等の添付) ②事前に管轄する消防署へ届出ます ③開設当日必要に応じて、消防署が現地確認し、防火指導を実施します。
Q 6	社会的に広がりがある催しとは？	→	A 6	①ホームページ、ポスターで広く宣伝し、参加を促しているもの。 ②自治会、町会が開催する祭礼や盆踊り等、集客効果が高いイベント。 ③実行委員会が存在し、複数の団体が共同して実施する等、共催、協賛、及び後援する他団体が存在する。 ④地理的条件や客観的な状況から不特定多数の者の参加が予想されるもの。 例 (みさとサマーフェスティバル・産業フェスタ・戸ヶ崎の獅子舞・夏祭り等)

※ その他、不明な点は消防署まで、ご連絡下さい。(TEL 048-952-3122)